官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　九
○漁業災害補償法の一部を改正する法律（三一）　一五
○船員法等の一部を改正する法律（三二）　一九
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（三三）　三〇
〔政　令〕
○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（一九一）　四〇
〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務四九）　四一
〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　五五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（同八）　五七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（同九）　五九
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務一六一）　六〇
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一三九～一四一、一四三、一四四）　六六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一四二）　六七
○鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三七五）　六九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
買収前の所有者等への売払い、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七〇
裁判所
破産、免責、再生関係　七三
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　九四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　九四
会社その他
会社決算公告　九五

本号で公布された法令のあらまし

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（経済産業省）

一　情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）の一部改正関係

1　目的

この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　独立行政法人情報処理推進機構

(一)　業務の範囲

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、情促法第三六条の目的を達成するため、次の業務を行うことができるものとすることとした。

(1)　情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。（第四七条第一項第七号関係）

(2)　情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。（第四七条第一項第一二号関係）

(3)　選定事業者（3の(二)の(2)のトに規定する選定事業者をいう。以下この(一)において同じ。）が選定実施計画（情促法第六七条第一項第一号に規定する選定実施計画